



日本女子大学
JAPAN WOMEN'S UNIVERSITY

News Release

2019年12月23日〈計2枚〉
日本女子大学広報課

日本女子大学・同志社女子大学 キャリア教育・キャリア支援に関する 連携を締結

日本女子大学と同志社女子大学は、2019年12月20日(金)に日本女子大学において、キャリア教育・キャリア支援に関する連携協定を締結しました。

現代社会が抱えるさまざまな課題を女性ならではの視点や意見で改良でき、また時代の変化や多様な価値観に対応できるフレキシブルな感性を持った人材を育成することを目的に、連携協力してまいります。

マスコミ各社様には本学での取り組みについてご理解頂きたく、ご案内申し上げます。

【添付資料】

○日本女子大学と同志社女子大学とのキャリア教育・キャリア支援に関する連携協定書

日本女子大学と同志社女子大学とのキャリア教育・キャリア支援に関する連携協定書

日本女子大学学生生活部キャリア支援課（以下「甲」という。）と同志社女子大学キャリア支援部キャリア支援課（以下「乙」という。）は、第1条に定める目的を達成するために、以下のとおり連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が互いにキャリア教育・キャリア支援について連携協力し、取り組むことで、現代社会が抱えるさまざまな課題を女性ならではの視点や意見で改良でき、また時代の変化や多様な価値観に対応できるフレキシブルな感性を持った人材を育成することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の事項について相互に連携及び協力する。

- (1) 甲及び乙の学生のキャリア形成に関すること。
 - (2) 甲及び乙の卒業生のキャリア形成に関すること。
 - (3) 甲の教職員と乙の教職員の相互交流に関すること。
 - (4) その他、甲乙相互に連絡・協力が必要と認められる事項。
- 2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、双方それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行うものとし、甲及び乙は、本協定に基づく連携及び協力にあたり必要な事項を別途合意の上、定めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から2020年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙のいずれからも文書による特段の意思表示がなければ、当該期間満了日の翌日から起算して1年間、同一条件で本協定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

（変更及び解除）

第5条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上合意することにより、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義の協議）

第6条 本協定に定める事項又は本協定に定めのない事項に関し、疑義が生じた場合は、甲乙は誠意をもって協議の上、これを定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有する。

2019年12月20日

甲：日本女子大学 学生生活部
部長 宮崎 あかね

乙：同志社女子大学 キャリア支援部
部長 吉岡 康博